

地域移行支援の概要

令和4年2月
堺市障害施策推進課

目次

障害者の相談体系	P.1
地域移行支援とは	P.2
地域移行支援の対象者	P.3
地域移行支援従事者の役割	P.4
手続きについて（支援開始までのフロー図）	P.5
地域移行支援の流れ	P.6
地域移行支援計画について	P.9
地域移行支援の報酬	P.12
体験的な宿泊支援	P.21
地域移行支援の流れと報酬（例）	P.22
Q&A	P.23

障害者の相談体系

障害者・障害児からの相談	○市町村による相談支援事業(交付税)
【計画相談】 計画相談支援	指定特定相談支援事業者が支援を行います。 ○計画相談支援（個別給付） ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ○基本相談支援
【地域相談】 地域移行支援・地域定着支援	指定一般相談支援事業者が支援を行います。 (地域移行・地域定着) ○地域相談支援(個別給付) ・地域移行支援 ・地域定着支援 ○基本相談支援

■従業者

- ・専従の指定地域移行支援従事者(業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)を置くこと。
- ・指定地域移行支援従事者のうち、1人は相談支援専門員であること。

■管理者

- ・原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)

地域移行支援とは

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

＜具体的な支援＞

- ① 地域移行支援計画の作成
- ② 住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ③ 外出の際の同行
- ④ 障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験的な利用支援
- ⑤ 体験的な宿泊支援その他の必要な支援

利用者に対して上記の支援を提供するに当たっては、
おおむね週に1回以上、利用者との対面により行わなければならない。

地域移行支援の対象者

次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。

- (1) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象
- (2) 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者
※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれる
- (3) 救護施設または更生施設に入所している障害者
- (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
※ 特別調整の対象となった障害者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者
- (5) 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

指定地域移行支援従事者の役割（基準第20条 解釈通知より）

指定特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定地域移行支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、地域移行支援計画の原案を作成し、以下の手順により地域移行支援計画に基づく支援を実施する。

- 利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者を招集して行う会議（計画作成会議）を開催し、地域移行支援計画の原案について意見を求めること
- 当該地域移行支援計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること
- 利用者に対して地域移行支援計画を交付すること
- 適宜、当該地域移行支援計画の実施状況の把握及び当該地域移行支援計画を見直すべきかどうかについての検討を行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うこと

手続きについて(支援開始まで)



計画相談支援
利用契約

サービス等利用計画案
の提出

サービス担当者会議の開催
サービス等利用計画の作成

地域移行支援の利用契約
計画案の作成

サービス担当者会議の実施
地域移行支援計画の作成

地域移行支援の流れ

①地域移行支援の支給申請、及び計画相談支援の契約	区役所で地域相談支援の支給申請を行う。身体・知的：地域福祉課 精神：保健センター ※美原区は地域福祉課 地域移行支援自体は障害支援区分の認定は不要。 ・区役所よりサービス等利用計画案提出依頼書を本人宛に交付する。 ・1次判定調査及び概況調査を実施。 指定特定相談事業所が重要事項説明を行い、計画相談に係る契約を交わす。
②サービス等利用計画案の作成	サービス等利用計画案の作成 サービス利用計画案の作成後、これを添えて計画相談支援支給申請
③サービス担当者会議と計画の作成	計画相談支援の支給決定を経て、サービス担当者会議の実施、サービス等利用計画の作成
④地域移行支援の契約	指定一般相談事業所が重要事項説明を行い、地域移行支援に係る契約を交わす。地域移行支援計画案の作成
⑤地域移行支援計画の作成	計画作成会議を開催し地域移行支援計画を作成。計画を本人および担当者に交付。
⑥地域移行に向けての個別相談の実施	支援の開始。 月2回の訪問面接、地域移行に向けた外出支援、サービスの体験利用、体験宿泊など。

地域移行支援の流れ 1

○地域移行支援の支給申請

- ・支給申請先は、入院又は入所する前に居住していた市町村（施設入所者の場合はその支給決定をしている市町村）
- ・障害支援区分を必要としないが、区分の調査や概況調査を実施して支給決定を行う。このため、実際の支給決定までに一定の時間を要する。
- ・地域移行支援の支給を受ける場合は同時に計画相談支援の支給を受けることになる。

地域移行支援	計画相談支援
① 地域移行支援の申請 区役所よりサービス等利用計画案 提出依頼書を本人宛に交付する 区分の調査・概況調査の実施 ⑤ 地域移行支援の支給決定・ 受給者証の交付	② サービス等利用計画案作成に 向けた対応 重要事項説明・契約の実施 ③ 計画案の作成 ④ 計画案の本人同意及び交付 ⑤ 計画相談支援の支給決定 ⑥ サービス担当者会議の実施 ⑦ サービス等利用計画の作成

地域移行支援の流れ 2

○地域移行支援計画作成

地域移行支援が位置付けられたサービス等利用計画が作成されて以降に、具体的な地域移行支援計画作成が始まる。

独立したサービスであることから、指定一般、指定特定相談支援事業所の双方の決定を受けている事業所が二つ支援をすることは可能である。ただし、それぞれで契約等が必要。

地域移行支援	計画相談支援
サービス等利用計画作成後、地域移行支援計画作成の重要事項説明、契約の実施 地域移行支援としてのアセスメントを実施 地域移行支援計画案の作成 地域移行支援計画作成会議の実施 地域移行支援計画の作成、本人同意、交付  地域移行支援計画に沿った相談・支援の開始 (支給決定は6か月間)	

地域移行支援計画について（基準第20条、解釈通知より）

- 指定地域移行支援従事者は、利用者の移行、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画を作成しなければならない。（基準第20条）
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことはできるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。
- 指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- アセスメントにあたっては、利用者に面接しなければならない。この場合、面接の主旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

地域移行支援計画について（基準第20条 解釈通知より）

○ 地域移行支援計画に記載すべきこと

- 1 利用者及び家族の生活に対する意向
- 2 総合的な支援方針
- 3 生活全般の質を向上させるための課題
- 4 地域移行支援の目標及びその達成時期
- 5 地域移行支援を提供する上での留意事項

※様式は特に規定なく、各事業所で定めることができる。

大阪府ホームページに掲載されている地域移行支援計画書を参照。

地域移行支援計画（大阪府ホームページに掲載）

地域移行支援計画（案）

これから先、6か月の計画です。自分のペースで取り組みます。今の時点の計画です。毎月相談をして、必要な時は見直しをしましょう。

利用者氏名：		さん		作成年月日					
サービス等利用計画の到達目標									
(1)長期(内容及び期間等)									
(2)短期目標(内容及び期間等)									
 私(本人)_____自身がすることを矢印の下に書き込みます									
私(____)の 期待や不安	その為に 協力する人	協力する 内容	支援上の留意 事項等	協力(支援)の目安					

同意日

利用者名 _____ 印

指定一般相談支援事業所 _____

相談支援専門員(地域移行推進員) _____ 印

一般社団法人支援の三角点設置研修会発行「障害者地域相談のための実践ガイドライン」における地域移行支援計画を一部改変

地域移行支援の報酬①

地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、報酬は包括的にサービスを評価する体系とし、毎月定額の報酬を算定する仕組み。

地域移行支援サービス費

- ・おおむね週 1 回以上の対面による支援（訪問相談や同行支援等）
- ・地域移行支援計画を作成していない場合や、利用者への対面による支援を 1 月に 2 日以上行わない場合は算定できない

地域移行支援サービス費（Ⅰ）

専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するもの。要件は以下のとおり。

ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者」である相談支援専門員を 1 人以上配置していること。

イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、退院、退所等し、地域生活に移行した者が 3人以上であること。

ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動を、いずれかの対象施設に対し、概ね月 1 回以上行っていること。

3,504
単位／月

地域移行支援の報酬①

<u>(つづき)</u> <u>地域移行支援サービス費（Ⅱ）</u> <u>指定地域移行支援事業所のうち、（Ⅰ）に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合。</u>	<u>3,062</u> 単位／月
<u>地域移行支援サービス費（Ⅲ）</u> <u>（Ⅰ）又は（Ⅱ）に規定する要件を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合。</u>	<u>2,349</u> 単位／月

地域移行支援の報酬②

初回加算

地域移行支援の利用開始した月について加算

※初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできない。

※初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。

500
単位／月

退院退所月加算

退院、退所等をする日が属する月に、指定地域移行支援を行った場合に加算

※当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと。

※退院、退所をする日が翌月の初日等の場合においては、退院、退所等をする月の前月において算定できる。結果として退院、退所等をしなかったときは返還。

※次のいずれかに該当する場合は算定できない。①退院、退所等をして病院又は診療所へ入院する場合。②退院、退所等をして他の社会福祉施設等へ入所する場合。③死亡による退院、退所等の場合。

※³利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場合。

2,700
単位／月

※³ + 500
単位／月

集中支援加算

退院退所月以外で、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に加算

500
単位／月

地域移行支援の報酬③

居住支援連携体制加算

利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、住宅確保要配慮者居住支援法人・住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価するもの。※要件は以下のいずれも満たす場合。

(ア) 居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、堺市へ届け出たうえで、その旨を公表していること。

(イ) 月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、※¹住宅の確保及び居住支援に係る※²必要な情報を共有すること。

※¹「住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。

※²「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

35
単位/月

地域移行支援の報酬③

地域居住支援体制強化推進加算

利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、住宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価するもの。実施した月において算定できるものであること。

⇒地域居住支援体制強化推進加算 報告書（エクセル）

説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。

当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

■堺市での報告先・・・障害施策推進課企画相談係

500
単位／回
(月1回を
限度)

地域移行支援の報酬④

ピアサポート体制加算

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で評価するもの。要件は以下のとおり。

(ア) 都道府県又は指定都市が実施する地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること。（併設する事業所《計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る》の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可）

①障害者又は障害者であったと都道府県知事、指定都市又は中核市長が認める者

②管理者又は指定地域移行支援従事者

※なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可）⇒対象研修はQ&A⑨に記載

(イ) (ア) に掲げるいずれかにより、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(ウ) (ア) の者を配置していることを堺市へ届け出たうえで、その旨を公表していること。

100
単位／月

地域移行支援の報酬⑤

障害福祉サービスの体験利用加算

- ・ 障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ、算定できる。
 - ・ 利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に算定できる。
 - ・ 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できる。
- 当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できる。

障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）

体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算。

500単位／日

障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）

体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算。

200単位／日

- ・ 委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者に同行による支援を行うこと。
- ・ 体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ること。

地域移行支援の報酬⑥

体験宿泊加算

- ・ 単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できる。
- ・ 家族との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。
- ・ 体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業所と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。
- ・ 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活援助住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。
- ・ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日および終了日の両方を算定できる。なお、体験宿泊加算(Ⅰ)については、利用者が、体験宿泊場所において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合について、も算定して差し支えない。
- ・ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できる。

地域移行支援の報酬⑥

(つづき)

・体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できる。

なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。

夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。

・体験宿泊加算については、15日を限度として算定できる。なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。

体験宿泊加算（Ⅰ）

体験的な宿泊支援を提供した場合に、(Ⅰ)及び(Ⅱ)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算。

300単位／日

体験宿泊加算（Ⅱ）

体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に(Ⅰ)及び(Ⅱ)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算。

700単位／日

体験的な宿泊支援（基準第23条）

（宿泊場所の要件）

- ①利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品を備えていること。
- ②衛生的に管理されている場所であること。

体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施すること。

（宿泊支援）

- ③体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。

宿泊場所の例 相談支援事業所が確保したアパート、
グループホームの空き室（委託）、短期入所施設の空き室（委託）など

●委託先の指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行うこと。

●障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター等及び委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な宿泊に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、緊急時の連絡体制の確保、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ること。

地域移行支援の流れと報酬（例）

		1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	
計画相談支援	計画作成						モニタリング・計画案作成	計画作成
地域移行支援		地域移行支援計画の作成		サービス・宿泊体験（それぞれ 15日以内）				
								
		施設・病院への訪問面接や地域移行に向けた外出支援（おおむね週1回以上）の実施。						
地域移行支援報酬				サービスの体験 (Ⅰ)500単位/日 初日～5日 (Ⅱ)250単位/日 6日～15日				
			月6日以上支援の場合	宿泊体験 (Ⅰ)300単位/日 (Ⅱ)700単位/日 夜間深夜				
		初回加算 500単位		集中支援 加算 500単位			退院・退所 加算 2,700単位	
		地域移行支援(Ⅰ)3,504単位/月、(Ⅱ)3,062単位/月、(Ⅲ)2,349単位/月						
計画相談支援報酬	サービス等支援計画費 1,522単位							サービス等支援計画費 1,522単位

Q&A①

(問45) 障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊加算、緊急時支援費の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の報酬は、障害福祉サービス事業者に算定されるのか、それとも、指定一般相談支援事業者に算定されるのか。

(厚労省 平成24年8月31日事務連絡)

(答) 指定一般相談支援事業者に算定される。

なお、指定一般相談支援事業者が、委託先の障害福祉サービス提供事業者に委託費を支払うこととなる。

(問46) 障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊加算、緊急時支援費の一時的な滞在による支援に係る報酬額と、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の委託費の額の関係如何。

(厚労省 平成24年8月31日事務連絡)

(答) 基本的には、障害福祉サービスの体験利用等を委託により実施する場合は当該報酬額を委託先に支払うことを想定しているが、指定一般相談支援事業者と委託先の指定障害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状況が異なることから、個別の委託額は委託契約により定めることとして差し支えない。

(問57) 退院・退所月加算

地域相談支援給付決定障害者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、「退院・退所月加算」の算定対象外となっているが、ここでいう「他の社会福祉施設等」は、具体的に何が想定されるのか。

(厚労省 平成27年3月31日事務連絡Vol.1)

(答) 社会福祉法第62条第1項に規定する「社会福祉施設」のほか、介護保険施設、病院、診療所、宿泊型自立訓練事業所、地域移行支援型ホームを想定している。

Q&A②

(問58)体験宿泊

地域相談支援給付決定者がグループホームでの体験宿泊を希望した場合、地域移行支援の「体験宿泊加算」とグループホームの「共同生活援助サービス費(Ⅳ)」(又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)」)のいずれを算定するのか。

(厚労省 平成27年3月31日事務連絡Vol.1)

(答)利用者が体験宿泊を行う目的により異なる。例えば、指定地域移行支援事業者が、単身での生活を希望している者に対し、グループホームとしてのサービスではなく単にグループホームの居室を活用して体験的な宿泊支援を提供した場合は地域移行支援の「体験宿泊加算」を算定する。

また、指定共同生活援助事業者(又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者。以下同じ)が、グループホームへの入居を希望している者に対し、指定共同生活援助の支給決定を受けた後、体験的に指定共同生活援助を提供した場合は「共同生活援助サービス費(Ⅳ)」(又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)」)を算定する。

(問92)地域移行支援の対象者

「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号障害保健福祉部長通知)」の第五ー2ー(1)が改正されたが、対象者の範囲が変更となるのか。

(厚労省 平成30年3月30日事務連絡Vol.1)

(答)地域移行支援の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であるが、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としてる事例が生じていることから、入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではない。

Q&A③

(問93) 地域移行支援サービス費(Ⅰ)

地域移行支援サービス費(Ⅰ)を算定する事業所の要件の一つに、「1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。」とあるが、「緊密な連携」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。また、どの程度の頻度で行う必要があるのか。

(厚労省 平成30年3月30日事務連絡Vol.1)

(答)例えば、

- ・地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加
 - ・地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介
 - ・地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のための活動
- などが想定され、概ね月1回以上行っていることが目安となる。

(地域相談支援3) 対面による支援

地域移行支援で週に1回、少なくとも月に2回対面による支援を実施しなければならないと規定されているが、利用者が出席するケア会議を開催した場合はその回数に含まれるか。

(大阪府相談支援Q&A 平成24年11月)

(答)内容が利用者の地域移行に資するかどうかによる。例えば、会議の場で利用者の動機づけを行う場合は含み、単なる計画の見直しであれば含まない。

(地域相談支援4) サービス提供記録の確認

基準第15条第2項で、サービスの提供の記録に記載した内容について利用者に確認を受けなければならないとしているが、どの程度のことが必要か。

(大阪府相談支援Q&A 平成24年11月)

(答)地域移行支援を提供した際は、サービスの提供の記録をその都度記録することとし、利用者に提供したことについて確認を受けなければならないとされており、利用者に印鑑の押印等を求めることにより対応することが必要である。

Q&A④

(地域相談支援5) 地域移行支援サービス費

サービス等利用計画と地域移行支援計画を同時に作成した場合、前者については作成月から報酬が請求できるが、後者についても同様の取り扱いでよい。

(大阪府相談支援Q&A 平成24年11月)

(答) 地域移行支援計画については、個別支援計画と同様に支援の一環としての位置づけであるため、計画を作成したことのみで報酬が発生するものではない。

なお、地域移行支援サービス費については、地域移行支援の支給決定がされており、かつ、地域移行に関する支援がなされていれば請求可能である。

(地域相談支援6) 集中支援加算

集中支援加算は利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に請求できるが、1日に2回支援した場合、2日として数えてよい。

(大阪府相談支援Q&A 平成24年11月)

(答) 報酬告示には月に6日以上と定められているため、1日に2回支援した場合でも、1日として数える。

(地域相談支援7) 体験宿泊加算

グループホーム・ケアホーム(以下、GH等)での体験宿泊をする場合、報酬は以下のとおりでよい。

- ① GH等の入居をめざし、GH等で体験宿泊の場合→GH等の体験利用のサービス費
- ② 一人暮らしをめざし、GH等で体験宿泊の場合→体験宿泊加算Ⅰ又はⅡ
- ③ アパート等を使って体験宿泊→体験宿泊加算Ⅰ又はⅡ

(大阪府相談支援Q&A 平成24年11月)

(答) お見込みのとおり。

Q&A⑤

(地域移行支援の対象者)

入院形態が任意入院で、かつ入院期間も1年未満の方だが、入院前住居に戻れない事情があり、支援がないと入院の長期化が危惧されている。そういった方も地域移行支援は利用できるのか。

(精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより)

(答)精神科病院(精神科病院以外で精神病床が設けられている病院を含む)に入院している方については、入院期間、入院形態によらず、支援の必要が認められれば利用できます。

(地域移行支援の対象者)

知的障害で精神科病院に長期入院している人でも地域移行支援は利用できるのか。

(精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより)

(答)給付決定を受けることができる方の要件は、地域相談支援基準第1条に定められており、要件に当てはまる方であれば利用することができます。

(地域移行支援の対象者)

65歳以上であっても、地域移行支援は利用できるのか。

(精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより)

(答)65歳以上の方には介護保険サービスが優先されますが、地域移行支援のようなサービスメニューは介護保険サービスにありません。介護保険サービスで相当するものがない場合には障害福祉サービスを利用できるので、地域移行支援は年齢によらず対象となります。

Q&A⑥

（地域移行支援の対象者）

精神科病院に入院中の方の地域移行支援の申請を受けたが、その方は以前にも一度地域移行支援を利用している方だった。必要性が認められれば、複数回の利用は可能なのか。

（精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより）

（答）1人につき1回しか支給できない、という性質のものではありません。その方にとって地域移行支援というサービスが必要だと市町村が認めた場合には支給の対象となります。

（居住地特例）

- ・病院に住所のある者が地域移行支援を申請する場合、申請窓口となる市町村（支給決定市町村）は、何処が適当なのか。
- ・入院前の住所がA市であるが、入院中にB市（現在入院している市）に住所変更しており、退院後はB市で暮らしたいと希望している方について。申請先はどちらの市になるのか。
- ・入院前の住所地の市に申請するのが原則とのことであるが、本人が退院先として希望している別の市に申請したいと希望しているが可能か。

（精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより）

（答）入院前に有した居住地になります。また、継続して二つ以上の精神科病院に入院している方については最初の入院前に有した居住地の市町村が、支給決定を行うことになります。

Q&A⑦

（体験宿泊加算と体験利用加算）

支援中、体験宿泊中に体験通所もした場合、同日に体験宿泊加算と障害福祉サービスの体験利用加算を算定できるのか。

（精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより）

（答）できます。例えば、退院希望先が現在入院している場所から遠方の場合、日帰りで体験を往復することは難しく、そういった場合は体験宿泊を数日行い、その間に体験通所を実施する、ということも考えられます。

（体験宿泊加算）

委託契約を結んだ有料老人ホームを利用した場合でも、体験宿泊加算は算定することができるのか。

（精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助導入ガイドより）

（答）当該有料老人ホームが、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護の指定を受けている）であり、委託契約に基づいて体験宿泊を行った場合であれば、算定することができます。

（ピアサポート体制加算）

ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。

（厚労省 令和3年3月31日 事務連絡Q&A VOL.1）

（答）算定することが可能である。

Q&A⑧

(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置)

令和6年3月31日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」を受講した障害者等についても、経過措置期間経過後に加算を算定するためには、地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修を修了する必要があるか。

(厚労省 令和3年3月31日 事務連絡Q&A VOL.1)

(答)経過措置期間経過後に引き続き加算を算定するためには、経過措置期間中に地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修を修了する必要がある。

(ピアサポート体制加算)

ピアサポート体制加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することについて、ピアサポーターから同意が得られない場合の加算の算定の取扱如何。

(厚労省 令和3年3月31日 事務連絡Q&A VOL.1)

(答)ピアサポーターの配置については、ピアサポートによる支援を希望する者に対して事業所選択の重要な情報として知ってもらうために公表することをピアサポート体制加算の算定要件としているものであるが、公表の趣旨を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、ピアサポーターから同意が得られない場合においては、公表していない場合であっても、個々に利用者や利用申込者に対してピアサポーターを配置している旨を説明することを前提とした上で算定することとして差し支えない。

Q&A⑨

(ピアサポート体制加算)

令和6年3月31日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、どのような研修が該当すると考えられるか。

(厚労省 令和3年3月31日 事務連絡Q&A VOL.1)

(答)「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、都道府県又は市町村が事業所から提出される体制届に添付される研修の実施要綱等により研修の目的やカリキュラム等を確認した上で、都道府県又は市町村がピアサポーターの養成を目的とした研修であると認める研修が該当する。

なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではないが、単なるピアサポーターに関する講演については認められないこと。

また、自治体や民間団体が実施するピアサポーターの養成を目的とした研修の例は、以下を参照されたい。
(対象として認められる研修は以下に限定されるものではなく、研修の実施要綱等により、研修の目的やカリキュラム等を確認の上、個別に判断すること。)

(参考1)自治体が発行するピアサポーターを養成することを目的とした研修の例

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において実施したピアサポーター養成研修(都道府県、指定都市、中核市)
- ・精神障害者関係従事者養成研修事業における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修において実施したピアサポーター養成研修(都道府県)

(参考2)厚生労働科学研究において実施したピアサポーターを養成することを目的とした研修

- ・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」において実施したピアサポーター養成研修
- ・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」において実施した講師・FT(ファシリテーター)養成研修又はピアサポーター養成研修

(参考3)民間団体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修の例

- ・一般社団法人日本メンタルヘルスパイサポーター専門員研修機構が実施するピアサポーター養成研修
- ・全国自立センター協議会が実施するピアカウンセリング講座(集中講座・長期講座等)等

Q&A⑨（続き）

令和6年3月31日までの経過措置として、地域移行支援においては都道府県が認める研修についても本要件を満たすものとされています。大阪府がみとめる研修について(1)～(3)のとおりのご扱いとします。

(1) 大阪府障害者ピアカウンセラー養成研修（平成12年度～平成15年度開催分）

年度	実施機関（実施当時の組織名称）
平成12年度	特定非営利活動法人大阪障害者自立生活協会
平成13年度	特定非営利活動法人大阪障害者自立生活協会
	社会福祉法人大阪知的障害者育成会 (現 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会)
平成14年度	特定非営利活動法人大阪障害者自立生活協会
	社会福祉法人大阪知的障害者育成会
平成15年度	特定非営利活動法人大阪障害者自立生活協会
	社会福祉法人大阪知的障害者育成会

※全日程を修了した方のみを加算の対象とする。

【修了確認の手続き】

① 上記研修の修了については、修了証書（大阪府知事名）の写しにより確認する。

② 修了証書を紛失している場合（※受講者名簿が保管されている場合のみ）

各事業所は本人に個人情報提供に係る同意を得た上で、修了状況確認書＜様式1－1＞を作成し、大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導 G あて提出し、研修を修了している旨確認を受けるものとする。

送付アドレス：shitei@gbox.pref.osaka.lg.jp

Q&A⑨（続き）

（２）地域移行推進員（指定地域移行・地域定着支援従事者）養成研修（フォローアップ研修）

年度	実施機関（実施当時の組織名称）
平成26年度	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会

【修了確認の手続き】

- ① 上記研修の修了については、修了証書（大阪府知事名）の写しにより確認する。
- ② 修了証書を紛失している場合（※受講者名簿が保管されている場合のみ）は、各事業所は当該研修を修了している旨の申告があった者について、本人に個人情報提供に係る同意を得た上で、修了状況確認書＜様式１－１＞を作成し、大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導グループあて提出し、研修を修了している旨確認を受けるものとする。

送付アドレス：shitei@gbox.pref.osaka.lg.jp

Q&A⑨（続き）

（３）民間団体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修

実施機関及び研修名

実施機関名	研修名
一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構	ピアサポーター養成研修
全国自立センター協議会	ピアカウンセリング講座（集中講座・長期講座）

※厚生労働省「令和３年度障がい福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A Vol.1（令和３年３月３１日）」の「問４」への回答中、（参考３）の民間団体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修例を参照のこと。

※全日程を修了した方のみを加算の対象とする。

ア 修了確認の手続き

- ① 上記研修の修了については、修了証書の写しにより確認する。
- ② 修了証書を紛失している場合については、研修を修了している旨を確認できるものとして、それぞれの実施機関が発行する「研修受講（修了）証明書」等により確認するものとする。

（支給決定の更新）

支給決定期間の6ヶ月間で地域への移行ができなかった場合は、更新できるのか。

（答）国の事務処理要領において、『地域移行支援は、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、則第34条の42第1項において給付決定期間を6か月間までとしている。この期間では、十分な成果が得られず、かつ引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。なお、更なる更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断すること。』とされている。

「更なる更新（2回目以降の更新）」については、各区役所（地域福祉課、保健センター）へご連絡ください。「地域相談支援給付費（地域移行支援）の更新に係る支援事業者意見書」の提出が必要です。その内容を勘案して区役所が妥当と判断した場合に、審査会での審査を依頼し、審査会の審査結果を踏まえて各区役所がサービス等利用計画案を審査し、給付決定の可否を決定する。

（なお、3回目以降の更新では、前回の更新時に 審査会にて審査を受け、支援期間を更新している場合は、その限りではない。少なくとも年1回以上審査会の審査を受けることとする。）